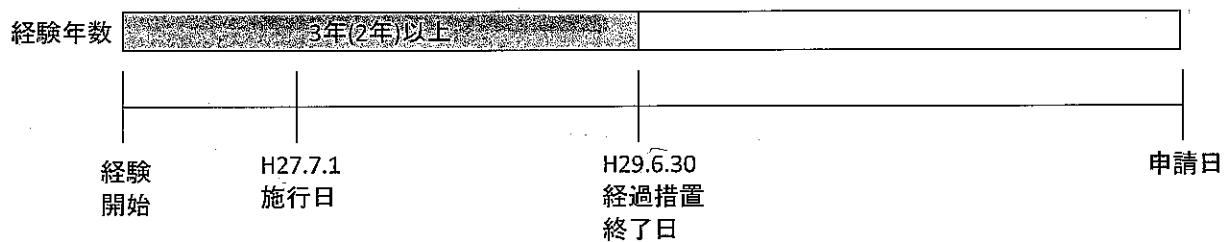


「当該業務の経験3年（2年）について」

これまでは、年少者労働基準規則に基づき、満18才に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが「労働安全衛生規則の一部改正（平成27年7月1日施行）」に伴い、経験開始日によっては「当該業務の経験年数3年（2年）」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

<経験開始が平成27年7月1日以前の方>

- ① 平成27年7月1日以前から2年間の経過措置期間（平成29年6月30日まで）に当該業務の経験年数が3年（2年）以上ある場合は、すべて経験年数として認められますので、受講資格を満たします。

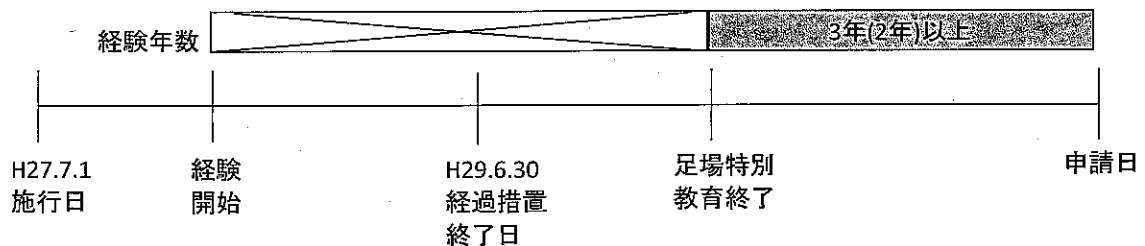


- ② 平成27年7月1日以前から2年間の経過措置期間（平成29年6月30日まで）以降の経験を含んで経験年数が3年（2年）以上ある場合は、足場特別教育を修了した翌日以降の当該業務の経験年数を通算して3年（2年）以上に達すれば受講資格を満たします。



<経験開始が平成27年7月2日以後の方>

- ③ 足場特別教育修了までの期間はすべて違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、その期間は経験年数として認められません。足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数は認められますので、その期間が3年（2年）以上に達すれば、受講資格を満たします。



※②および③の場合、「足場特別教育修了証」の写しを添付すること。